

吸収合併に係る事前開示書類

2023年5月26日

第一カッター興業株式会社

株式会社光明工事

2023年5月26日

吸収合併に係る事前開示書類

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示事項
吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく開示事項)

神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地
第一カッター興業株式会社
代表取締役社長 高橋 正光

愛媛県松山市安城寺町922番地
株式会社光明工事
代表取締役 村上 進

第一カッター興業株式会社（以下「甲」といいます。）及び株式会社光明工事（以下「乙」といいます。）は、2023年5月15日付で吸収合併契約書を締結し、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社、効力発生日を2023年7月1日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことにいたしました。

本合併に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号及び第794条第1項）

別紙1に記載のとおりです。

2. 合併対価についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号及び第3項並びに第191条第1号）

本合併に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。乙は、甲の完全子会社であり、甲がその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

なお、甲及び乙は、会社計算規則第2条第3項第36号に規定する共通支配下関係にありますが、乙の株主は甲のみであり、乙に少数株主は存在しないため、乙の少数株主の利益を害さないように留意した事項はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号及び第4項）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号及び第5項第1号並びに第191条第2号）

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項並びに第 191 条第 5 号）

- (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

- (2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ハ、第 191 条第 5 号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号及び第 191 条第 3 号）

- (1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 191 条第 3 号イ）

別紙 3 に記載のとおりです。

- (2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 191 条第 3 号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号イ、191 条第 3 号ハ）

該当事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号及び第 191 条第 6 号。）

本合併の効力発生後における甲の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本合併の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本合併の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙 1 (吸収合併契約書)

(添付のとおり)

吸収合併契約書

第一カッター興業株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社光明工事（以下「乙」という。）は、2023年5月15日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

（商号）第一カッター興業株式会社

（住所）神奈川県茅ヶ崎市萩園 833 番地

(2) 乙：吸収合併消滅会社

（商号）株式会社光明工事

（住所）愛媛県松山市安城寺町 922 番地

第3条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年7月1日とする。但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

- 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。但し、同法第796条第3項の規定により、本合併に関して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが

必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する甲の株主総会決議を求める。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

第 7 条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（本合併の効力）

1. 本合併は、甲が乙の発行済株式全てを保有していることを条件として、その効力を生ずるものとする。
2. 本契約は、効力発生日の前日までに、第 6 条に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第 9 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 10 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2023年5月15日

甲： 神奈川県茅ヶ崎市萩園 833 番地
第一カッター興業株式会社
代表取締役社長 高橋 正光



乙： 愛媛県松山市安城寺町 922 番地
株式会社光明工事
代表取締役 村上進 印



別紙2（吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

株 主 各 位

神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地
第一カッター興業株式会社
代表取締役社長 高 橋 正 光

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症の拡大防止が社会的課題となっておりますが、こうした状況を受けて、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催することといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご検討いただき、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。インターネット等による議決権行使方法の詳細につきましては、4頁から5頁の〈インターネットによる議決権行使のご案内〉をご参照ください。

ご来場される株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒液の使用をお願い申し上げます。

当日は、入口で検温を実施させていただく予定でございます。発熱や体調不良が見受けられる方にはご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

また、会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置とし、余裕をもった着席を推奨させていただきます。席数に限りがございますため、多くの方にご来場いただいた場合にはご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議決権を事前に行使していただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年9月27日（火曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月28日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地
第一カッター興業株式会社本社ビル3階 大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第55期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第55期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名及び補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |
| 第6号議案 | 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 |
| 第7号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

4. その他株主総会招集に関する決定事項

- (1) 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要、役員の辞任又は解任に関する事項、連結注記表並びに個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネットの当社ウェブサイト（アドレス<https://www.daiichi-cutter.co.jp/ir/>）に掲載しており、本招集ご通知の提供書面に記載の事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査報告の作成に際して監査役及び会計監査人が監査を行った計算書類等の一部であります。
- ◎ 本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネットの当社ウェブサイト（アドレス<https://www.daiichi-cutter.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
- ◎ 本総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませよう、ようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

日 時 2022年9月27日（火曜日）午後5時到着分まで

2. インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

日 時 2022年9月27日（火曜日）午後5時まで

※詳細につきましてはP. 4～P. 5【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照ください。
QRコードを読み取る方法による議決権行使は、
1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

3. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2022年9月28日（水曜日）午前10時

第一カッター興業株式会社

会 場 本社ビル3階 大会議室

裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

【代理人によるご出席について】

議決権を有する当社の他の株主1名を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

⚠️ 下記方法での議決権行使は1回に限ります。

- 1 QRコードを読み取る
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



- 2 議決権行使方法を選ぶ
議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



- 3 各議案の賛否を選択
画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択



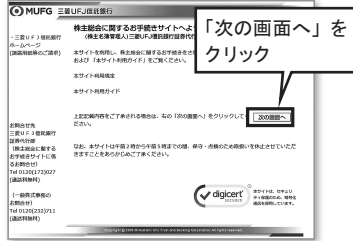
画面の案内にしたがって行使完了です。

2回目以降のログインの際は…
次ページ記載のご案内にしたがって
ログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1

議決権行使サイトにアクセスする



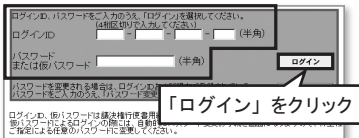
議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



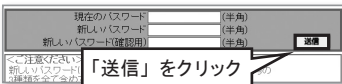
2

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3

「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

- ※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク (三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

☎0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済活動が停滞し、企業収益が低水準で推移するなど厳しい状況が続きました。また、ロシアによるウクライナ侵攻に伴って資源価格等の高騰も生じており、これらが景気に及ぼす影響も懸念されております。

国内建設市場におきましては、国土強靱化計画等を背景とする公共投資は底堅く推移したものの、民間設備投資は企業収益悪化の影響を受けて縮小する傾向にあり、受注環境は厳しさを増しております。

このような状況下で、当社グループは、全事業において新型コロナウイルス感染症への対応も十分に図りながら事業活動を展開してまいりました。その結果、特に当社グループの主要事業である切断・穿孔工事事業において完成工事高が増加したため、当連結会計年度の当社グループ全体の売上高は20,949百万円（前年同期比8.3%増）となりました。また、販売費及び一般管理費の増加に伴い、営業利益は2,502百万円（前年同期比9.4%減）、経常利益は2,704百万円（前年同期比7.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,580百万円（前年同期比9.4%減）となりました。

今後とも変わらぬ御支援の程、宜しくお願い申し上げます。

セグメント別売上高実績

(単位：千円)

区 分	前連結会計年度 (2020年7月1日から 2021年6月30日まで)		当連結会計年度 (2021年7月1日から 2022年6月30日まで)	
	金 額	前年同期比(%)	金 額	前年同期比(%)
	切 断 ・ 穿 孔 工 事 事 業	16,898,047	110.4	18,295,300
ビ ル メ ン テ ナ ン ス 事 業	430,222	120.0	469,920	109.2
リ ュ ー ス ・ リ サ イ ク ル 事 業	2,009,522	113.5	2,183,923	108.7
合 計	19,337,792	110.9	20,949,144	108.3

(注) セグメント間取引は相殺消去しておりません。

(2) 主な事業の内容 (2022年6月30日現在)

当社グループの事業は、各種舗装及びコンクリート構造物の切断・穿孔工事業、ビルメンテナンス事業及びリユース・リサイクル事業から成り立っております。主要な事業の内容は、次のとおりであります。

①切断・穿孔工事業

イ. フラットソーイング工事

ダイヤモンドブレードを使用した最も一般的な工法で、公共事業に関する電気、電話、ガス、上下水道、情報ボックスなどの配管埋設工事、また新設コンクリートの目地切、床版撤去など幅広い分野で使用されております。

ロ. コアドリリング工事

ダイヤモンドビットを使用し、コンクリート建築物の空調や衛生設備などの配管、各種配線工事の孔あけ、コンクリート構造物の強度試験用サンプル採取など多用途に用いられております。

ハ. ワイヤソーイング工事

ダイヤモンドチップを焼結させたワイヤーを使用し、コンクリート構造物に巻き付け切断する工法であります。遠隔操作が可能なため水中、高所、地下の構造物などあらゆる場所で厚大断面の切断が可能であります。

ニ. ウォールソーイング工事

ダイヤモンドブレードを使用し、壁面をはじめあらゆるコンクリートの切断工事を行います。機械は軽量で持ち運びが可能のため、狭い場所や高層ビル等での工事に多用されております。

ホ. 空港灯火工事

空港の夜間飛行用灯火の設置工事であります。移動時間の短縮、効率化を図り、緊急時にすばやい退避が必要となるため当社グループが独自開発した特装車を使用します。

ヘ. グルーピング工事

ハイドロプレーニング現象による事故防止のため空港の滑走路や高速道路、滑りやすい路面などに利用されます。路面に細かい溝を切る工事で、水はけを良くしタイヤと路面とのすべり抵抗を改善し、曲がりくねった坂道では横滑り防止に効果が認められております。

ト. ウォータージェット工事

水の力で「切る、はつる、洗う、剥す、削る」という多彩な機能をこなすジェット水流を利用した切削システムであります。繊細な作業にも適した精度と、高水圧が生み出すパワーは、ウォータージェットならではのメリットであり、粉塵の発生もなく、環境にたいへんやさしい工法であります。

②ビルメンテナンス事業

マンション等の配管洗浄を中心とした事業であります。

③リユース・リサイクル事業

中古パソコン等の販売を中心とした事業であります。

(3) 主要な営業所並びに使用人の状況 (2022年6月30日現在)

①主要な営業所

イ. 当社

本社	神奈川県茅ヶ崎市
プラント事業部	神奈川県茅ヶ崎市
ビルメンテナンス事業部	神奈川県茅ヶ崎市
東京支店	東京都江東区
茅ヶ崎営業所	神奈川県茅ヶ崎市
千葉営業所	千葉市稲毛区
水戸営業所	茨城県水戸市
栃木営業所	栃木県栃木市
群馬営業所	群馬県前橋市
さいたま営業所	さいたま市岩槻区
北陸営業所	新潟市西蒲区
仙台営業所	宮城県多賀城市
札幌営業所	北海道北広島市

ロ. 子会社

(株)ウォールカッティング工業	愛知県あま市 (本社)
(株)光明工事	愛媛県松山市 (本社)
(株)新伸興業	沖縄県豊見城市 (本社)
(株)ムーバブルトレードネットワークス	東京都千代田区 (本社)
(株)アシレ	神奈川県横浜市 (本社)
(株)ユニペック	兵庫県神戸市 (本社)

②従業員の状況

イ. 企業集団の従業員の状況

区 分		前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	562名	19名(増)	37才 10ヶ月	10年 8ヶ月
女 性	78名	13名(増)	39才 9ヶ月	7年 5ヶ月
合計または平均	640名	32名(増)	38才 1ヶ月	10年 3ヶ月

(注) 従業員数は役員41名、嘱託30名及び臨時従業員93名を含んでおりません。

ロ. 当社の従業員の状況

区 分		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	379名	10名(増)	38才 1ヶ月	11年 11ヶ月
女 性	45名	7名(増)	40才 8ヶ月	8年 8ヶ月
合計または平均	424名	17名(増)	38才 5ヶ月	11年 7ヶ月

(注) 従業員数は役員8名、嘱託23名及び臨時従業員69名を含んでおりません。

(4) 主な借入先 (2022年6月30日現在)

借 入 先	借 入 額
㈱みずほ銀行	100,000千円

(5) 資金調達、設備投資等の状況

①資金調達の状況

当連結会計年度は、社債または新株式の募集等による資金調達は行っておりません。

②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,001,724千円であり、その主なものは以下のとおりであります。

機械装置及び運搬具	440,008千円
営業所移転・改修	327,044千円

(6) 財産及び損益の状況

区 分	第 52 期 (2019年6月期)	第 53 期 (2020年6月期)	第 54 期 (2021年6月期)	第 55 期 (2022年6月期) 当連結会計年度
売 上 高 (千円)	14,871,802	17,440,076	19,337,792	20,949,144
経 常 利 益 (千円)	1,843,825	2,482,784	2,936,089	2,704,274
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,251,051	1,523,817	1,743,496	1,580,021
純 資 産 額 (千円)	10,956,318	12,548,502	14,321,265	15,854,200
総 資 産 額 (千円)	13,304,998	15,533,540	17,991,723	19,408,371
1株当たり当期純利益 (円)	109.90	133.86	153.16	138.83
自 己 資 本 比 率 (%)	79.3	77.1	75.8	77.4

- (注) 1. 1株当たり当期純利益につきましては、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
2. 2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

当社は、親会社を有しておりません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱ウォールカッティング工業	10,000千円	100.0%	切断・穿孔工事事業
㈱光明工事	15,000千円	66.7%	切断・穿孔工事事業
㈱新伸興業	10,000千円	51.0%	切断・穿孔工事事業
㈱アシレ	15,000千円	100.0%	切断・穿孔工事事業
㈱ムーバブルトレードネットワークス	99,800千円	50.2%	リユース・リサイクル事業
㈱ユニベック	12,000千円	100.0%	切断・穿孔工事事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症が再度急拡大する傾向を示しており、経済活動の停滞がさらに長引く恐れがあります。また、ウクライナ情勢に端を発する資源価格の高騰や物価高が国内景気に及ぼす影響も懸念されております。

当社グループが主力事業を展開しております建設業界におきましても、原材料等の建設コストの増大が見込まれるため、受注環境は厳しくなるものと考えております。

当社グループはこのような厳しい経営環境に対処すべく、グループ全体として、①人材採用・育成の強化・拡充、②営業展開の強化、③協力的なネットワークの強化、④研究開発の強化を基本戦略とし、この基本戦略を念頭に、各事業ごとに以下の取り組みを行ってまいります。

まず、切断・穿孔工事事業につきましては、公共、民間ともに老朽化対策が推進されるなか、市況の影響を受けにくい高速道路・鉄道などの輸送インフラ、及び長寿命化計画や修繕・改修が不可欠となる産業インフラをターゲットとした営業展開を図ることで、計画的な売上確保・案件獲得を進めてまいります。

次に、ビルメンテナンス事業につきましては、今後もエリアの拡大及び作業員の増員を行うことで施工体制の強化・新規顧客の獲得に努めてまいります。

最後に、リユース・リサイクル事業につきましては、引き続き新規顧客の開拓及び付加サービスの拡充に努めてまいります。

全事業に共通する取り組みとして、施工の効率化、技術レベルのアップ及び原価管理の促進を図り、収益の向上に努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症拡大への対応といたしまして、当社グループ全体で事務所内における3密（密閉、密集、密接）回避等の対策を実施しており、今後も感染拡大防止に努めてまいります。

また、当社は、2021年8月6日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社連結子会社である(株)光明工事で発覚した不正資金流用疑惑について、外部の専門家から構成される第三者委員会を設置して実態の解明に努め、2021年10月8日付で調査結果報告書を受領いたしました。調査の結果、(株)光明工事において、一部の役職員が内部書類の偽造等による旅費の過剰計上により「旅費交通費」の名目で資金を引き出し、接待等に費消していたこと、及び(株)光明工事と(株)バランスコントロール(本社：愛媛県松山市)との間において、物

品の発注や外注工事の発注が行われており、その一部に利益相反取引に該当する取引や不適切な取引が含まれていたことが判明いたしました。

当社は今回の第三者委員会による調査結果報告書の提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を講じて、ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化に努める方針であります。

1) コンプライアンスを真ん中に置く企業文化を創る

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス基本理念及び行動指針を策定・公開し、グループ全体で、リベート文化等、旧態依然とした建設業界の悪しき慣習と決別する決意の下、特化した技術と高いサービスの提供で選ばれる会社になるべく、社内外にその決意を表明する。
- ② 上命下服的な風通しの良くない企業風土を改善し、全社員特に若い人達が自分らしさ、創意工夫を発揮できる企業風土を創るため、グループ全体で、1on1ミーティングやエンゲージメント評価など、心理的安全性を高めるあらゆる施策を講じる。

2) 役員・従業員のガバナンス・コンプライアンスに対する意識改革のための教育

- ① グループ全体の役員・従業員に対して、外部講師による役職別・階層別の講義スタイルの研修のほか、役員から従業員への縦の教育、ケーススタディ、ディスカッションなど、多種多様な「自分事化する」取り組みを定期的実施する。
- ② 定期以外にも、グループ会社の役員含め、管理監督者には、役付のタイミンで、各階層にあったコンプライアンス研修を義務付け実施する。
- ③ 定期以外にも、グループ会社の全従業員には、メンターメンティー制度を通じ、斜めの関係からの面でも複合的に、コンプライアンス基本理念の浸透を図ってゆき、グループ全体の意識改革を推進する。
- ④ 教育効果を確認するため、コンプライアンスの理解度テストを定期的実施する。
- ⑤ 幹部育成研修の一環として、ガバナンス・コンプライアンス教育を定期的実施する。

- 3) 取締役会のあり方の見直し
 - a. 当社の取締役会のあり方を見直すため、
 - ① 社外取締役を過半数とした構成とし、社外取締役による取締役会の監督機能の実効性を確保する。
 - ② 取締役規程における付議、報告事項をコンプライアンスを重視し、見直しを行う。
 - ③ 取締役会の下位の業務執行機関である経営会議に、管理系の執行役員を参加させ、取締役会への議案、報告の適法性と妥当性のチェック、社内と社外取締役の情報の非対称の解消に努める。
 - b. グループ子会社の取締役会のあり方を見直すため、
 - ① 当社からグループ子会社への派遣取締役・監査役には、管理系の執行業務兼任者を派遣する。
 - ② グループ子会社取締役会の議案、報告の適法性と妥当性の監督機能向上を図る。
- 4) コンプライアンス体制の強化
 - ① 業務執行部門の支援に加え、牽制機能としての経理・財務・法務等の管理部門の充実化を図る。
 - ② 内部監査室の体制及び権限強化を図る。
 - ③ 内部監査室から代表取締役のみならず社外取締役や監査役会へのダブルレポートラインを実施する。
 - ④ コンプライアンス委員会のPDCAの適正化と、実効性向上の為に法務部、内部監査室等の構成員、及び取締役会、監査役会へのレポートラインの見直しを行う。
- 5) グループ全体のガバナンスシステムの構築
 - ① 外部コンサルタント起用による、第一カッターの内部監査規程・要綱の見直しを行う。
 - ② 外部コンサルタント起用による、グループ子会社の現行業務フロー評価及び管理規定のチェックと見直しを行う。

- ③ 子会社マネジメントに関するグループ全体のプラットフォームを整備する。
 - 1. グループ会社統括業務を管理本部長が行う。
 - 2. 親会社内部監査室による適法性の監査の充実を図る。
 - 3. 親会社からの派遣取締役・監査役による適法性と妥当性の監督の充実を図る。
 - 4. 親会社監査役、内部監査室、派遣取締役、派遣監査役によるオンライン等で、監査の共有や教育に関して情報交換会を実施し、グループ全体で、重層的に、不正の見落としの防止を行う。
 - 5. グループ全体の監査・監督に係る役職員の力量を担保する為、ガバナンス・コンプライアンスに関する最新情報の入手の為の講習会等受講の統制を、管理本部長が行う。

6) 内部通報制度の充実化

- ① 内部通報制度を社内、社外の2系統とし、社外の通報窓口(法律事務所等)を新設する。
- ② 現在の目安箱制度を内部通報制度として制度化し、現在の内部通報窓口と統合して従業員の利用しやすさを改善する。また、グループ全体へ、定期的に、制度の周知徹底を行う。
- ③ 従業員の利便性改善、確かなフィードバック、確実に通報を管理できるよう、管理本部において調査体制を改善する。
- ④ 役員の法令等違反に関する専用通報窓口の創設を図る。
- ⑤ 通報者保護の為、グループ全体へ、定期的に、公益通報者保護制度の周知徹底を行う。

7) グループ全体の内部監査、監査役監査、監査人による会計監査の連携強化及び実効性確保

- ① 内部監査室は執行だけでなく監査役にも報告を行うダブルレポートラインを実施する。
- ② 親会社の内部監査室は、グループ会社の派遣取締役や派遣監査役とも連携して監査計画を策定する。

- ③ 会計監査人は、特定監査役以外の監査役や内部監査室長にも、マーリングリスト等を利用して、特定監査役と同様の情報が共有できるよう連携する。

8) コンプライアンス重視の人事

- ① 人事考課にあたっては、法令遵守の意識、社内規程の習熟度、コンプライアンスに対するコミットメントや理解度テスト結果等を重要な評価項目とする。
- ② 役員の選定においては、候補者のコンプライアンス意識を確認する場として、指名・報酬諮問委員会がインタビューし取締役会が最終的に判断できるシステムを構築する。

9) 社内コミュニケーションの改善

- ① 情報統制は必要最低限として、可能な限りの情報公開と新しい情報共有の手段を実現していく。
- ② チームビルディングによって、対話・よく聞く文化・心理的安全性（議論できる）を高めていくために、ワークショップの手法をグループ全体に展開していく。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 橋 正 光	
取 締 役	安 達 昌 史	管理本部長
取 締 役	原 田 英 治	英治出版㈱ 代表取締役 学校法人軽井沢風越学園 評議員 公益財団法人かめのり財団 理事
取 締 役	松 田 文 子	聖和看護専門学校 非常勤講師 武蔵野大学 非常勤講師 (公財)大原記念労働科学研究所 特別研究員 一般社団法人日本人間工学会 理事 千葉工業大学 非常勤講師 (公財)大原記念労働科学研究所 総務部部長
取 締 役	行 方 一 正	㈱モバイルファクトリー 社外監査役 ㈱ピーストラベルプロジェクト 代表取締役
常 勤 監 査 役	南 部 守	
監 査 役	友 成 亮 太	丸の内中央法律事務所 弁護士 ㈱電波新聞社 監査役
監 査 役	横 山 正 宏	横山正宏公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役安立陽氏、川内幸喜氏及び、監査役渡辺清二氏、林晃司氏は、2021年12月16日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、辞任により退任いたしました。なお、安立陽氏は、当社工事本部長及び株式会社光明工事と株式会社ユニベックの取締役を担当・兼職しておりました。川内幸喜氏は、当社安全環境部長を担当しておりました。渡辺清二氏は、株式会社ウォールカッティング工業、株式会社光明工事、株式会社アシレ、株式会社ユニベックの監査役を兼職しておりました。林晃司氏は、林晃司公認会計士・税理士事務所の代表を兼職しておりました。
2. 監査役泉貴嗣氏は、2022年3月31日をもって、辞任により退任いたしました。なお、泉貴嗣氏は、ゴール株式会社の監査役及び公益財団法人ちばのWA地域づくり基金の理事を兼職しておりました。
3. 取締役のうち、原田英治氏、松田文子氏及び行方一正氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役のうち、友成亮太氏及び横山正宏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 社外監査役横山正宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役のうち、原田英治氏、松田文子氏及び行方一正氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
7. 監査役のうち、友成亮太氏及び横山正宏氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役原田英治氏、松田文子氏、行方一正氏及び社外監査役友成亮太氏、横山正宏氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。また、2021年12月16日をもって社外監査役を辞任いたしました林晃司氏、及び2022年3月31日をもって社外監査役を辞任いたしました泉貴嗣氏との間で同様の契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等としての地位に基づく善管注意義務違反行為等を起因とする損害賠償請求を受けた場合、被保険者が負担することとなる争訟費用及び損害賠償金等による損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、利益又は便宜の供与を違法に得た場合や背信行為、犯罪行為もしくは詐欺行為を行った場合等は填補の対象外となっております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び連結子会社の取締役、監査役並びに執行役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬額の総額等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2008年3月1日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針となる内規を制定いたしました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬の算定において、業績連動報酬は採用しておりませんが、内規に基づいて、役位、業績及び従業員の賞与水準等を考慮しております。

社外取締役及び監査役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、固定の基本報酬のみとしております。

役員の退職慰労金は、株主総会の決議に基づき、当社の定める一定の基準に則り、算定し、支給いたします。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬は、2001年9月26日開催の第34回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております(使用人分給与は含みません。)。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は6名です(うち、社外取締役は0名)。監査役の報酬は、2016年9月27日開催の第49回定時株主総会において年額5千万円以内と限度額を決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

当事業年度における当社の各取締役の報酬等の額は、2020年9月25日開催の第53回定時株主総会後の取締役会及び2021年12月16日開催の臨時株主総会後の取締役会で、限度額の範囲内において、上記方針に従い決定しております。なお、指名・報酬諮問委員会が設置された2021年5月21日以降の取締役への報酬決議は、当委員会の審議を経た上で決定しております。また、各監査役の報酬等の額は、限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

役員の退職慰労金は、株主総会の決議に基づき、当社の定める一定の基準に則り算定し、支給いたします。

③役員区分ごとの報酬額の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	53,833 (9,294)	46,207 (7,800)	—	7,626 (1,494)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	18,210 (10,399)	16,810 (9,600)	—	1,400 (799)	6 (4)

- (注) 1. 期末日現在の人員数は、取締役5名、監査役3名であります。支給人員数と期末人員数が相違しているのは、支給人員数に期中に退任した取締役2名及び監査役3名が含まれているためであります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額9,027千円(取締役7名分7,626千円 監査役6名分1,400千円)が含まれております。
4. 上記のほか、2021年12月16日開催の臨時株主総会に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対し14,175千円、退任監査役2名に対し4,762千円(うち社外監査役1名に対し2,162千円)支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額16,928千円(取締役12,690千円、監査役4,237千円)が含まれております。
5. 当社の役員報酬は固定報酬のみとなり、業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。
6. 役員退職慰労金の贈呈については、株主総会において別途決議されております。

(6) 社外役員に関する事項

	社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外監査役	社外監査役	社外監査役	社外監査役
	原田英治	松田文子	行方一正	泉貴嗣	林晃司	友成亮太	横山正宏
①他の法人等の業務執行者の事実及び当社と他の法人等との関係	(別記1)	(別記2)	(別記3)	(別記4)	(別記5)	(別記6)	(別記7)
②他の法人等の社外役員の兼務の事実及び当社と他の法人等との関係	—	—	(別記8)	(別記9)	—	(別記10)	—
③当社・特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)の三親等内の親族等であると知っている場合、その事実	—	—	—	—	—	—	—
④事業年度中の取締役会等での活動状況	(別記11)	(別記11)	(別記11)	(別記11)	(別記11)	(別記11)	(別記11)
⑤社外役員に対する報酬等の総額	(別記12)	(別記12)	(別記12)	(別記12)	(別記12)	(別記12)	(別記12)
⑥当社の子会社からの役員としての報酬等の額	—	—	—	—	—	—	—
⑦上記①～⑥の内容に対しての社外役員の意見があるとき、その意見	—	—	—	—	—	—	—

	社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外監査役	社外監査役	社外監査役	社外監査役
	原田 英 治	松田 文子	行方 一 正	泉 貴 嗣	林 晃 司	友成 亮太	横山 正宏
⑧社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	(別記13)	(別記13)	(別記13)	—	—	—	—

- (別記1) 社外取締役原田英治氏は、英治出版株式会社の代表取締役を兼ねております。なお、英治出版株式会社と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありません。
- (別記2) 社外取締役松田文子氏は、(公財)大原記念労働科学研究所の総務部部长を兼ねております。なお、(公財)大原記念労働科学研究所と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありません。
- (別記3) 社外取締役行方一正氏は、株式会社ピーストラベルプロジェクトの代表取締役を兼ねております。なお、株式会社ピーストラベルプロジェクトと当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありません。
- (別記4) 社外監査役泉貴嗣氏は、公益財団法人ちばのWA地域づくり基金の理事を兼ねておりました。なお、公益財団法人ちばのWA地域づくり基金と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありませんでした。
- (別記5) 社外監査役林晃司氏は、林晃司公認会計士・税理士事務所の代表を兼ねておりました。なお、林晃司公認会計士・税理士事務所と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありませんでした。
- (別記6) 社外監査役友成亮太氏は、丸の内中央法律事務所の弁護士を兼ねております。なお、丸の内中央法律事務所と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありません。
- (別記7) 社外監査役横山正宏氏は、横山正宏公認会計士事務所の代表を兼ねております。なお、横山正宏公認会計士事務所と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありません。
- (別記8) 社外取締役行方一正氏は、株式会社モバイルファクトリーの監査役を兼ねております。なお、株式会社モバイルファクトリーと当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありません。
- (別記9) 社外監査役泉貴嗣氏は、ゴール株式会社の監査役を兼ねておりました。なお、ゴール株式会社と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありませんでした。
- (別記10) 社外監査役友成亮太氏は、株式会社電波新聞社の監査役を兼ねております。なお、株式会社電波新聞社と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありません。

(別記11) 事業年度中の取締役会等での活動状況

社外取締役 原田英治

当事業年度開催の取締役会32回の全てに出席し、経営者としての豊富な知識・経験に基づく発言を行っております。

社外取締役 松田文子

当事業年度開催の取締役会32回の全てに出席し、労働科学分野の専門家としての豊富な知識・経験に基づく発言を行っております。

社外取締役 行方一正

昨年就任後の取締役会12回の全てに出席し、経営者としての豊富な知識・経験に基づく発言を行っております。

社外監査役 泉 貴嗣

本年辞任以前の取締役会28回及び監査役会11回の全てに出席し、CSRコンサルタントとしての知識・経験に基づく発言を行っております。

社外監査役 林 晃司

昨年辞任以前の取締役会20回及び監査役会7回の全てに出席し、公認会計士・税理士としての知識・経験に基づく発言を行っております。

社外監査役 友成亮太

昨年就任後の取締役会12回及び監査役会7回の全てに出席し、弁護士としての客観的視点に基づく発言を行っております。

社外監査役 横山正宏

昨年就任後の取締役会12回及び監査役会7回の全てに出席し、公認会計士としての知識・経験に基づく発言を行っております。

(別記12) 社外役員に対する報酬等の総額

社外取締役3名：9,294千円

社外監査役4名：10,399千円

期末日現在の社外役員数は、取締役3名、監査役2名であります。社外監査役の支給人員数と期末人員数が相違しているのは、支給人員数に期中に退任した社外監査役2名が含まれているためであります。

上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額2,294千円(社外取締役3名分1,494千円、社外監査役4名分799千円)が含まれております。

上記のほか、2021年12月16日開催の臨時株主総会に基づき、役員退職慰労金を退任社外監査役1名に対し2,162千円支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額2,037千円が含まれております。

当社の役員報酬は固定報酬のみとなり、業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。

(別記13) 社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役 原田英治

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営を客観的な視点で監督していただくとともに、経営全般に助言をいただくことにより、コーポレート・ガバナンス体制強化に寄与していただいております。また、当社の連結子会社である株式会社光明工事にて、不正な資金流用及び利益相反取引等が行われていたことが発覚した際、取締役会において、畠岡明彦氏への株式会社光明工事からの貸付けや株式会社光明工事と株式会社バランスコントロールとの下請工事取引について懸念を表明し、反対の意見を述べるなど、取締役として期待される監視活動を行っていただきました。

社外取締役 松田文子

労働科学分野の専門家として幅広い知識と豊富な経験を有しており、主として労働安全衛生に係る助言をいただくことにより、引き続き当社の経営を適切に監督していただいております。また、当社の連結子会社である株式会社光明工事にて、不正な資金流用及び利益相反取引等が行われていたことが発覚した際、取締役会において、畠岡明彦氏への株式会社光明工事からの貸付けや株式会社光明工事と株式会社バランスコントロールとの下請工事取引について懸念を表明し、反対の意見を述べるなど、取締役として期待される監視活動を行っていただきました。

社外取締役 行方一正

経営者としての豊富な経験及び実績を有しており、当社の経営を客観的な視点で監督していただくとともに、経営全般に助言をいただくことにより、コーポレート・ガバナンス体制強化に寄与していただいております。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検討を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社の連結子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンサルティング業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議をもって、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 株式に関する事項

- (1) 事業年度末日において発行済株式（自己株式を除く）の総数に対するその株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の氏名又は名称及び当該株主の有する株式の数並びに当該株主の有する株式に係る当該割合

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
渡 邊 隆	1,640,000株	14.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,185,600株	10.33%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,048,200株	9.13%
永 野 良 夫	781,800株	6.81%
ダイヤモンド機工株式会社	610,600株	5.32%
旭ダイヤモンド工業株式会社	600,000株	5.23%
第一カッター興業従業員持株会	402,500株	3.51%
富国生命保険相互会社	400,000株	3.48%
KIA FUND 136	261,000株	2.27%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	259,100株	2.26%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 40,000,000株
②発行済株式総数 12,000,000株（うち自己株式 520,936株）
③株主数 2,182名（うち単元未満株主数 236名）

5. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【流動資産】	【12,191,894】	【流動負債】	【2,620,694】
現金及び預金	7,769,404	工事未払金	1,014,367
受取手形・完成工事未収入金	3,963,348	買掛金	88,336
売掛金	114,563	1年内返済予定の長期借入金	10,620
未成工事支出金	1,373	リース債務	31,846
商 品	51,054	未払法人税等	346,455
材料貯蔵品	138,129	賞与引当金	74,822
その他	161,765	その他	1,054,247
貸倒引当金	△7,744		
【固定資産】	【7,216,477】	【固定負債】	【933,476】
(有形固定資産)	(5,684,431)	長期借入金	177,605
建物及び構築物	2,196,982	リース債務	65,356
機械装置及び運搬具	849,515	役員退職慰労引当金	265,165
工具、器具及び備品	49,492	退職給付に係る負債	353,864
土地	2,461,945	その他	71,485
リース資産	96,707		
建設仮勘定	29,788		
(無形固定資産)	(389,769)	負債合計	3,554,171
のれん	295,965	純資産の部	
その他	93,804	【株主資本】	【15,045,106】
(投資その他の資産)	(1,142,276)	資本金	470,300
投資有価証券	622,269	資本剰余金	462,044
繰延税金資産	215,801	利益剰余金	14,271,484
長期未収入金	215,645	自己株式	△158,721
その他	307,130	【その他の包括利益累計額】	【△22,277】
貸倒引当金	△218,569	その他有価証券評価差額金	△8,489
		退職給付に係る調整累計額	△13,788
		【非支配株主持分】	【831,370】
		純資産合計	15,854,200
資産合計	19,408,371	負債純資産合計	19,408,371

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

科 目	金 額
	千円
売上高	18,765,221
売上原価	2,183,923
売上総利益	12,753,552
売上総利益	1,530,299
販売費及び一般管理費	6,011,668
	653,623
営業利益	6,665,292
営業外収益	4,163,245
受取利息	45
受取配当金	9,335
受取保険金	38,913
持分法による投資利益	88,471
匿名組合投資利益	45,147
雑収入	29,993
営業外費用	2,148
支払利息	32
売上債権売却損	2,579
不動産賃貸補償	1,437
雑損	3,482
経常利益	9,680
	2,704,274
特別利益	10,969
固定資産売却益	71,032
特別損失	196,628
特別調査費用	508
固定資産売却損	6,686
固定資産除却損	4,731
投資有価証券評価損	208,554
税金等調整前当期純利益	2,577,721
法人税、住民税及び事業税	786,434
法人税等調整額	61,854
当期純利益	1,729,432
非支配株主に帰属する当期純利益	149,411
親会社株主に帰属する当期純利益	1,580,021

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	470,300	462,044	12,811,515	△122,604	13,621,254
会計方針の変更による累積的影響額			95,897		95,897
会計方針の変更を反映した当期首残高	470,300	462,044	12,907,412	△122,604	13,717,152
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△206,623		△206,623
親会社株主に帰属する当期純利益			1,580,021		1,580,021
自己株式の取得				△58	△58
連結範囲の変動			△9,326		△9,326
持分法適用会社の保有する親会社株式の変動				△36,058	△36,058
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1,364,071	△36,116	1,327,954
当 期 末 残 高	470,300	462,044	14,271,484	△158,721	15,045,106

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	13,764	△5,651	8,113	691,897	14,321,265
会計方針の変更による累積的影響額					95,897
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,764	△5,651	8,113	691,897	14,417,163
当期変動額					
剰余金の配当					△206,623
親会社株主に帰属する当期純利益					1,580,021
自己株式の取得					△58
連結範囲の変動					△9,326
持分法適用会社の保有する親会社株式の変動					△36,058
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△22,253	△8,136	△30,390	139,473	109,082
当期変動額合計	△22,253	△8,136	△30,390	139,473	1,437,037
当期末残高	△8,489	△13,788	△22,277	831,370	15,854,200

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【流動資産】	【7,875,639】	【流動負債】	【1,610,364】
現金及び預金	4,620,993	工事未払金	726,839
受取手形	308,343	未払金	131,667
完成工事未収入金	2,770,971	未払費用	282,999
材料貯蔵品	94,090	未払法人税等	153,807
前払費用	60,095	未払消費税等	95,723
その他	22,081	預り金	144,725
貸倒引当金	△937	賞与引当金	58,332
		その他の	16,269
【固定資産】	【6,621,432】	【固定負債】	【341,213】
(有形固定資産)	(4,757,342)	退職給付引当金	306,210
建物	1,379,305	役員退職慰労引当金	35,002
構築物	466,038		
機械及び装置	485,404		
車両運搬具	210,924		
工具、器具及び備品	26,550		
土地	2,165,810		
建設仮勘定	23,308		
(無形固定資産)	(89,475)		
ソフトウェア	82,229		
電話加入権	3,752		
その他	3,493		
(投資その他の資産)	(1,774,614)		
投資有価証券	264,362		
関係会社株式	1,143,891		
出資	580		
破産更生債権等	181		
長期前払費用	1,429		
繰延税金資産	181,950		
保険積立金	169,140		
その他	13,259		
貸倒引当金	△181		
資産合計	14,497,071	負債合計	1,951,577
		純資産の部	
		【株主資本】	【12,555,918】
		(資本金)	(470,300)
		(資本剰余金)	(465,100)
		資本準備金	465,100
		(利益剰余金)	(11,724,294)
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	11,699,294
		別途積立金	3,890,000
		繰越利益剰余金	7,809,294
		(自己株式)	(△103,775)
		【評価・換算差額等】	【△10,425】
		(その他有価証券評価差額金)	(△10,425)
		純資産合計	12,545,493
		負債純資産合計	14,497,071

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

科 目	金 額	千円
完 成 工 事 高		千円
完 成 工 事 原 価		14,199,348
完 成 工 事 総 利 益		9,856,814
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,342,533
営 業 利 益		2,698,769
営 業 外 収 益		1,643,764
受 取 利 息	13	
受 取 配 当 金	90,206	
受 取 保 険 金	17,668	
受 取 家 賃	13,567	
雑 収 入	13,041	134,498
営 業 外 費 用		
不 動 産 賃 貸 原 価	7,294	
支 払 補 償 費	1,437	
雑 損 失	803	9,535
経 常 利 益		1,768,727
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5,801	
保 険 解 約 返 戻 金	21,460	27,262
特 別 損 失		
特 別 調 査 費 用	196,628	
固 定 資 産 売 却 損	508	
固 定 資 産 除 却 損	2,530	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,731	204,398
税 引 前 当 期 純 利 益		1,591,590
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	405,925	
法 人 税 等 調 整 額	43,647	449,573
当 期 純 利 益		1,142,017

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	470,300	465,100	465,100	25,000	3,790,000	6,892,183	10,707,183
会計方針の変更による累積的影響額						81,717	81,717
会計方針の変更を反映した当期首残高	470,300	465,100	465,100	25,000	3,790,000	6,973,901	10,788,901
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△206,623	△206,623
当期純利益						1,142,017	1,142,017
別途積立金の積立					100,000	△100,000	-
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	100,000	835,393	935,393
当 期 末 残 高	470,300	465,100	465,100	25,000	3,890,000	7,809,294	11,724,294

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	△103,717	11,538,865	13,764	13,764	11,552,630
会計方針の変更による累積的影響額		81,717			81,717
会計方針の変更を反映した当期首残高	△103,717	11,620,583	13,764	13,764	11,634,348
当期変動額					
剰余金の配当		△206,623			△206,623
当期純利益		1,142,017			1,142,017
別途積立金の積立		—			—
自己株式の取得	△58	△58			△58
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△24,190	△24,190	△24,190
当期変動額合計	△58	935,335	△24,190	△24,190	911,145
当期末残高	△103,775	12,555,918	△10,425	△10,425	12,545,493

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年 8 月 29 日

第一カッター興業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堤 康

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一カッター興業株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一カッター興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年 8 月 29 日

第一カッター興業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 間 洋 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堤 康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一カッター興業株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月30日

第一カッター興業株式会社 監査役会

常勤監査役	南部 守	Ⓜ
社外監査役	友成 亮太	Ⓜ
社外監査役	横山 正宏	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開に備えるため内部留保に努めるとともに、安定配当の継続を考慮した上で、配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当は、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 100,000,000 円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 100,000,000 円

2. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金28円 総額 321,413,792 円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（電子提供措置等） 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（附則） 1. 定款第14条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 2. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって全ての取締役が任期満了となります。

つきましては、改めて、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は以下のとおりであります。

<取締役候補者>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たかはし まさみつ 高橋正光 (1971年7月2日生) (再任)	1995年4月 当社入社 2004年8月 千葉営業所所長 2007年7月 ウォータージェット事業部長 2008年9月 取締役ウォータージェット(現・プラント)事業部長 2010年7月 (株)新伸興業取締役 営業本部長 2011年8月 (株)光明工事取締役 2012年11月 (株)ウォールカッティング工業取締役 2013年9月 常務取締役 2016年9月 専務取締役 2017年8月 (株)ムーバブルトレードネットワークス取締役 2017年9月 代表取締役社長[現任] 2017年10月 ダイヤモンド機工(株)取締役	17,700株
<p><取締役候補者とした理由> 営業本部長、グループ会社の取締役を歴任し、代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、当社グループ事業全般に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。</p>			
2	あだち まさし 安達昌史 (1978年2月14日生) (再任)	2001年6月 当社入社 2007年7月 水戸営業所所長代理 2007年9月 水戸営業所所長 2009年4月 ビルメンテナンス事業部長 2019年7月 管理本部長[現任] 2021年12月 取締役[現任]	200株
<p><取締役候補者とした理由> 水戸営業所長、ビルメンテナンス事業部長、管理本部長を歴任し、当社事業全般における豊富な経験・知見を有することから、引き続き取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	はらだ えいじ 原田 英治 (1966年5月20日生) (再任)	<p>1991年5月 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア）入社</p> <p>1995年2月 一世印刷㈱取締役</p> <p>1996年1月 一世出版㈱代表取締役副社長</p> <p>1996年6月 有限会社原田英治事務所（現英治出版㈱）代表取締役〔現任〕</p> <p>2013年11月 公益財団法人AFS日本協会理事</p> <p>2014年7月 公益財団法人AFS日本協会理事財務委員長</p> <p>2017年7月 公益財団法人AFS日本協会評議員</p> <p>2017年9月 当社社外取締役〔現任〕</p> <p>2019年11月 学校法人軽井沢風越学園評議員〔現任〕</p> <p>2021年6月 公益財団法人かめのり財団理事〔現任〕</p>	1,000株
<p><社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要></p> <p>経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営を客観的な視点で監督していただくとともに、経営全般に助言をいただくことにより、引き続きコーポレート・ガバナンス体制強化に寄与していただけるものと判断したためであります。</p>			
4	まつだ ふみこ 松田 文子 (1972年7月30日生) (再任)	<p>1998年4月 聖和看護専門学校非常勤講師〔現任〕</p> <p>2001年3月 千葉工業大学工学研究科経営工学専攻労働科学分野博士課程修了 博士（工学）</p> <p>2002年4月 武蔵野大学非常勤講師〔現任〕</p> <p>2004年4月 公益財団法人労働科学研究所（現大原記念労働科学研究所）特別研究員〔現任〕</p> <p>2007年4月 東京理科大学非常勤講師</p> <p>2008年4月 東洋大学非常勤講師</p> <p>2010年9月 公益財団法人労働科学研究所（現大原記念労働科学研究所）事業部主任</p> <p>2016年6月 一般社団法人日本人間工学会理事〔現任〕</p> <p>2017年9月 当社社外取締役〔現任〕</p> <p>2018年4月 公益財団法人大原記念労働科学研究所 総務部次長</p> <p>2020年4月 千葉工業大学 非常勤講師〔現任〕</p> <p>2020年12月 公益財団法人大原記念労働科学研究所 総務部部長〔現任〕</p>	1,000株
<p><社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要></p> <p>労働科学分野の専門家としての幅広い知識と豊富な経験を有しており、主として労働安全衛生に係る助言をいただくことにより、引き続き当社の経営を適切に監督していただけるものと判断したためであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	なめかた かずまさ 行方 一 正 (1953年5月4日生) (再任)	1985年2月 ㈱エイチ・アイ・エス入社 1985年9月 ㈱エイチ・アイ・エス取締役経理部長 1993年2月 ㈱エイチ・アイ・エス取締役総務部長 1997年11月 ㈱エイチ・アイ・エス常務取締役管理本部長 2004年6月 ㈱エイチ・アイ・エス代表取締役常務人事部・経理部・関係会社管理部部掌兼総務部長 2005年1月 ㈱エイチ・アイ・エス代表取締役専務 2018年1月 ㈱エイチ・アイ・エス特別顧問 2018年3月 ㈱モバイルファクトリー社外監査役〔現任〕 2019年9月 ㈱ビーストラベルプロジェクト代表取締役〔現任〕 2021年12月 当社社外取締役〔現任〕	一 株
<p><社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要></p> <p>㈱エイチ・アイ・エスの代表取締役を歴任し、在任中は主に経理や総務等の管理部門を担当するとともに、経営者としての豊富な経験及び実績を有することから、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したためであります。また、同氏には、当社の経営を客観的な視点で監督していただくとともに、経営全般に助言をいただくことにより、引き続きコーポレート・ガバナンス体制強化に寄与していただくことを期待しております。</p>			

- (注)
1. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 原田英治氏、松田文字氏及び行方一正氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 原田英治氏及び松田文字氏は、現に当社の社外取締役であり、その在任期間は、本總會終結の時をもって5年となります。
 4. 行方一正氏は、現に当社の社外取締役であり、その在任期間は、本總會終結の時をもって9ヶ月となります。
 5. 当社は、原田英治氏、松田文字氏及び行方一正氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で引き続き同様の内容の契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、原田英治氏、松田文字氏及び行方一正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、各氏の再任が承認された場合、引き続き各氏を独立役員として指定する予定であります。
 7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が役員としての地位に基づく善管注意義務違反行為等に起因する損害賠償請求を受けた場合、被保険者が負担することとなる争訟費用及び損害賠償金等による損害を当該保険契約により填補することとしております(ただし、利益又は便宜の供与を違法に得た場合や背信行為、犯罪行為もしくは詐欺行為を行った場合等を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険

契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

8. 2021年8月5日に当社ホームページにて掲載いたしました「当社連結子会社における不正資金流用疑惑につきまして」にあるとおり、当社の連結子会社である株式会社光明工事にて、不正な資金流用及び利益相反取引等が行われていたことが発覚いたしました。原田社外取締役及び松田社外取締役は取締役会において、畠岡明彦氏への株式会社光明工事からの貸付けや株式会社光明工事と株式会社バランスコントロールとの下請工事取引について報告された際に、懸念を表明し、反対の意見を述べるなど、取締役として期待される監視活動を行っていただきました。

第4号議案 監査役1名及び補欠監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって南部守氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者及び補欠監査役候補者は以下のとおりであります。

<監査役候補者>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あんどう としあき 安東敏明 (1960年10月14日生) 〈新任〉	2006年6月 大和証券㈱多摩エリアマネージャー 2010年4月 大和証券㈱横浜支店副支店長 2012年8月 大和証券㈱兼㈱大和証券グループ本社コンプライアンス部部长 2015年4月 大和投資信託委託㈱(現大和アセットマネジメント㈱)常勤監査役 2016年4月 大和オフィスサービス㈱常勤監査役 2016年4月 日の出証券㈱非常勤監査役 2017年6月 大興電子通信㈱非常勤監査役 2020年6月 大和証券ファシリティーズ㈱非常勤監査役 2020年6月 リテラクレア証券㈱常任監査役 2021年7月 ㈱リアライズコーポレーション内部監査室 2022年6月 当社監査役顧問[現任]	一株
<p><社外監査役候補者とした理由> 監査役としての経験が豊富なため、業務遂行に必要な知見・経験を有するとともに、独立性をもって当社の経営を監督できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。</p>			

(注) 1. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 安東敏明氏は、社外監査役候補者であります。

3. 当社は、安東敏明氏が社外監査役に選任され就任された場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が役員としての地位に基づく善管注意義務違反行為等に起因する損害賠償請求を受けた場合、被保険者が負担することとなる争訟費用及び損害賠償金等による損害を当該保険契約により填補することとしております(ただし、利益又は便宜の供与を違法に得た場合や背信行為、犯罪行為もしくは詐欺行為を行った場合等を除く)。上記候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 安東敏明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

< 補欠監査役候補者 >

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	なみき けんじ 並木 憲司 (1968年1月14日生)	1993年9月 当社入社 2010年1月 管理本部管理部長兼システム課長 2012年4月 管理本部長 2019年7月 内部監査室長[現任]	200株
<p>< 補欠監査役候補者とした理由 > 管理本部長及び内部監査室長を歴任し、当社事業全般における様々な知見・経験を有することから、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。</p>			

- (注) 1. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が役員としての地位に基づく善管注意義務違反行為等に起因する損害賠償請求を受けた場合、被保険者が負担することとなる争訟費用及び損害賠償金等による損害を当該保険契約により填補することとしております(ただし、利益又は便宜の供与を違法に得た場合や背信行為、犯罪行為もしくは詐欺行為を行った場合等を除く)。上記候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の役員としての被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

取締役・監査役に期待する専門性と経験（スキルマトリックス）

本総会において第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成並びに各人に特に期待するスキルマトリックスは以下のとおりであります。

氏名	役職	取締役・監査役に特に期待する分野				
		企業経営 経営戦略	業界の 知見	財務会計	法務	労務
高橋正光	代表取締役社長	○	○			
安達昌史	取締役	○	○			
原田英治	社外取締役	○				
松田文子	社外取締役					○
行方一正	社外取締役	○		○		
友成亮太	社外監査役				○	
横山正宏	社外監査役			○		
安東敏明	社外監査役				○	

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

2022年3月31日付で辞任された泉貴嗣氏及び本総会終結の時をもって任期満了により退任される南部守氏の2名に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その金額、支払の時期、方法等の決定は、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
いずみ よしつぐ 泉 貴 嗣	2010年9月 当社社外監査役
	2021年12月 当社常勤社外監査役
なんぶ まもる 南 部 守	1976年4月 当社入社
	2008年7月 安全環境部長
	2018年3月 当社嘱託職員
	2022年4月 常勤監査役[現任]

第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社はこのたび、役員報酬制度の見直しを行い、2022年8月31日開催の取締役会において、本総会終結時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止することを、決議いたしました。これに伴い、第3号議案「取締役5名選任の件」、第4号議案「監査役1名及び補欠監査役1名選任の件」及び第7号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」を原案どおりご承認いただくことを条件として、取締役5名（うち社外取締役3名）及び監査役2名に対し、これまでの労に報いるため、就任時から本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において、退職慰労金を打切り支給することとしたいと存じます。

なお、支給時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額及び方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、取締役に關するものは指名・報酬諮問委員会において多角的に検討を行い妥当であると答申を頂いていることから、相当であると考えております。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりです。

氏 名	略 歴	
たかはし まさみつ 高橋 正光	1995年4月	当社入社
	2004年8月	千葉営業所所長
	2007年7月	ウォータージェット事業部長
	2008年9月	取締役ウォータージェット(現・プラント)事業部長
	2011年8月	営業本部長
	2013年9月	常務取締役
	2016年9月	専務取締役
	2017年9月	代表取締役社長[現任]
あだち まさし 安達 昌史	2001年6月	当社入社
	2007年7月	水戸営業所所長代理
	2007年9月	水戸営業所所長
	2009年4月	ビルメンテナンス事業部長
	2019年7月	管理本部長[現任]
	2021年12月	取締役[現任]

氏 名	略 歴	
はらだ えいじ 原 田 英 治	2017年 9 月	当社社外取締役[現任]
まつだ ふみこ 松 田 文 子	2017年 9 月	当社社外取締役[現任]
なめかた かずまさ 行 方 一 正	2021年12月	当社社外取締役[現任]
ともなり りょうた 友 成 亮 太	2021年12月	当社社外監査役[現任]
よこやま まさひろ 横 山 正 宏	2021年12月	当社社外監査役[現任]

第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2001年9月26日開催の第34回定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。なお、株式報酬であることを考慮し、上記報酬枠とは別枠としておりますが、実際の支給額は金銭報酬と併せて2億円以内に収まるものとなります。

対象取締役は、取締役の報酬等として金銭の払込み又は財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間3万株以内、その金額は年額3千万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。

また、各対象取締役への具体的な配分については、指名・報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は2名であり、第3号議案が原案どおり承認可決された場合でも同様です。

さらに、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。)

(2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」とい

う。)が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告20頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、当該方針をご承認いただいた内容と整合するように変更いたします。

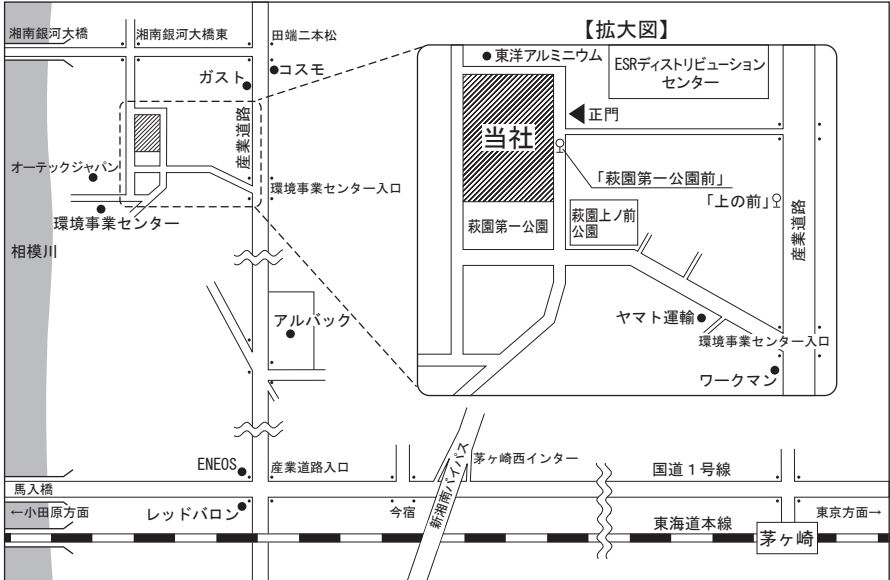
また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2022年6月30日時点）に占める割合は0.25%と僅少です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地
第一カッター興業株式会社
本社ビル3階 大会議室



電車ご利用の方

- ① J R 茅ヶ崎駅下車→(北口) バス
茅53系統 下河原経由寒川駅南口行
「萩園第一公園前」下車(所要時間約20分) →徒歩1分
- ② J R 茅ヶ崎駅下車→(北口) バス
茅54系統 山伏塚経由寒川駅南口行
「上の前」下車(所要時間約20分) →徒歩5分

第55回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要
役員の新任又は解任に関する事項

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

第一カッター興業株式会社

法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.daiichi-cutter.co.jp/ir/>) に掲載することにより、株
主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

1 業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第4項第6号、及び会社法施行規則第100条第1項、同条第3項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の構築の基本方針は、次のとおりであります。

（1）取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役が法令及び定款・規程並びに企業倫理を遵守するため、「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、教育・研修等により周知徹底し、その実効性を高める。
- ② 取締役会において取締役会規程を制定し、当該規程に従い、法令に定める職務のほか、経営基本方針・経営戦略その他重要な業務意思決定を行う。また、取締役会は、取締役の職務執行の法令及び定款への適合性を確保するため、取締役の職務執行の監督を行う。
- ③ 取締役の職務執行の状況は、監査役監査規程に従い、監査役会による監査を受ける。
- ④ 社会の秩序を乱し、企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、取引その他関係を一切持たない。
- ⑤ 「内部通報者保護規程」を設け、組織的又は個人的な法令等違反に関する役員及び従業員からの通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、法令等違反の早期発見と是正を図る。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る以下の重要な文書（電磁的記録を含む。）等は、法令及び文書保存規程に従い、関係する資料とあわせて適切に保存・管理するものとするとともに、必要に応じて取締役及び監査役による閲覧に供する。
取締役会議事録、株主総会議事録、社内の重要な会議体の議事録、契約書、稟議書等
- ② 「企業機密管理規程」、「インサイダー取引防止規程」等に基づき、機密情報の管理を徹底するとともに、適時開示すべき情報については積極的に開示する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「リスク管理規程」及び「情報システム管理規程」を制定し、教育・研修等により周知徹底し、その実効性を高める。
 - ② 内部監査室は、リスク・アプローチに基づく監査を行い、リスクを発見した場合には、速やかに代表取締役様に報告し、適切な措置をとる。
 - ③ 当社に重大な影響を与えるおそれがある事象が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等外部アドバイザーと連携して、速やかな対応を取り、被害を最小限にとどめる。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、週に1回執行役員を加えたミーティングを開催する。
 - ② 取締役会にて決定された事項を執行するために、本部長、支店長、営業所長及び部長からなる合同会議を月1回開催する。
 - ③ 必要に応じて、組織規程及び業務分掌規程を見直し、各取締役における職務執行の効率化を図る。
 - ④ 中期経営計画及び年次予算を策定し、毎月予算実績管理を行う。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 「内部通報者保護規程」を設け、使用人は、法令及び社内規程その他のコンプライアンス違反に関する事実を発見又は自らの不注意により行った場合は、速やかに内部監査室に報告する。報告・相談を受けた内部監査室は、報告・相談者の氏名等については、本人の了解なく明らかにしない。また、報告・相談者が報告・相談したことにより、不利益を被らないようにする。
 - ② 内部監査室は、使用人の職務執行について定期的に内部監査を実施し、是正措置を勧告するとともに、代表取締役社長及び監査役に活動状況を報告する。
 - ③ 内部監査室及び法務部が中心となり、コンプライアンスの教育を行い、使用人のコンプライアンス意識の向上に努める。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- ① 「グループ会社管理規程」を制定し、子会社の経営内容の把握及び内部統制の整備を行う。

- ② 内部監査室は、子会社における業務の適正化を図るため、子会社の内部監査を行う。
 - ③ 当社の役員又は使用人を子会社の取締役、監査役として派遣し、子会社の業務執行、監査を行う。
 - ④ 子会社の経営戦略、業務執行に係る重要な意思決定及び業務執行の状況について、毎月定期的に報告を受け、必要に応じて指導する。
 - ⑤ 当社に「グループ会社内部通報者保護規程」を設け、内部通報を受け付ける制度を運用する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、会社は、速やかに当社の使用人から監査役補助者を任命するものとする。
 - ② 監査役補助者は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの指揮命令を受けないものとする。
- (8) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人（以下、「当社グループの取締役及び使用人等」という。）が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の監査役は、取締役会、合同会議その他の重要な会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告できる機会を設ける。
 - ② 当社グループの取締役及び使用人等は、当社に重大な影響を与えるおそれがある事象が発生した場合には、直ちに監査役会に報告する。
 - ③ 当社の監査役は、独立性を保ち、いつでも必要に応じて、各部署に赴き、当社グループの取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。
- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、当社の監査役へ報告を行った者に対し、不利益な処遇及び不当な処分等の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ内の役員及び使用人に周知徹底する。
 - ② 内部通報制度を利用した者を含め、当社の監査役へ報告を行った者は、不利な取扱いを一切受けず、また、不利な取扱いを行った者は、就業規則により懲戒に処する。

- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ② 監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用及び専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、担当役員に事前に通知するものとする。
 - ③ 監査役の職務の執行に必要な費用又は債務については、所定の手続により会社が負担する。なお、監査役は、当該費用の支出にあたり、効率性及び適正性に留意するものとする。
- (11) 財務報告に係る信頼性を確保するための体制
- ① 財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。
 - ② 財務報告に係る内部統制システムの整備・運用を評価するとともに、不備が発見された場合には、必要な是正措置を取り、経営の公正性・透明性の確保に努める。
- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会と内部監査室、会計監査人の相互連携により、監査役監査の実効性を確保するとともに、社外監査役と常勤監査役との情報共有を図ることにより、外部の視点からの経営監視機能を確保する。
 - ② 内部監査室は、監査役会の要請に従い、内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
 - ③ 社外監査役として、企業経営・CSR（企業の社会的責任）に精通した経験者を招聘し、取締役等業務執行者からの独立性を確保する。
- (13) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況
- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。
 - ② 当社は、「反社会的勢力排除規程」において、反社会的勢力との関係断絶を明記し、コンプライアンス研修を通じて、役員及び使用人にこれを周知徹底する。

- ③ 反社会的勢力に対する対応の主管部署を管理本部とし、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備する。
- ④ 取締役及び使用人は、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、主管部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する体制を確立する。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期において、当社及び当社子会社の社会的責任を果たし、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、当社グループが実施いたしました業務の適正を確保するための体制の運用状況については、主として以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況

当期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）における主な会議の開催状況は、次のとおりであります。

取締役会は32回開催され、取締役及び監査役の情報共有と当社グループ全体の経営管理の充実に努めました。また、監査役会は14回開催され、社外監査役も常時出席しました。その他、グループ会社会議や営業会議等により、当社グループにおける業務の適正を確保するための情報交換等を行いました。

(2) 当社及び当社子会社におけるリスクマネジメント

従来より、当社グループでは、それぞれ災害時緊急連絡網や安否確認システム等を活用しており、緊急時に情報を共有できる体制を構築しております。

また、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を1回開催し、識別したリスクに対して評価及び対応策の検討を行うとともに、リスクの軽減に努めました。

加えて、外部コンサルタント起用による内部監査規程・要綱の見直し、子会社の業務フロー評価・管理規程の見直し、並びに親会社からの派遣役員による子会社に対する適法性・妥当性の監督の充実に努めました。

内部通報制度につきましても、通報窓口を社内・社外の2系統とし、制度の周知徹底も行いました。

(3) コンプライアンスに関する取組み

「コンプライアンスを真ん中に置く企業文化を創る」ため、コンプライアンス基本理念及び行動指針の策定に取組むとともに、企業風土を改善し、グループ全

体で心理的安全性を高めるため、ストレスチェックアンケートやハラスメントアンケート等を実施しております。

また、当社グループの役員及び従業員に対して、外部講師による役職別研修や階層別の研修を実施することで、グループ全体としてのガバナンス・コンプライアンスに対する意識向上に努めてまいりました。

(4) 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制の基本方針書」に基づき、当社グループの重要な事業拠点及び重要な業務プロセス等に対して、内部統制評価を実施し、内部統制の目的の1つである「財務報告の信頼性」の確保に努めました。

(5) 内部監査の実施

「内部監査実施計画書」に基づき、当社及び当社子会社の重要な拠点について、内部監査を実施いたしました。

(6) 反社会的勢力排除に関する取組み

当期において、「反社会的勢力排除規程」における基本的な考え方を再確認し、当社グループが事業を継続するうえで、当社グループ内の役員及び従業員に周知徹底するのみならず、お取引先様等当社グループの外部者に対しても、反社会的勢力との関係断絶を明記するなどの取組みを行いました。

役員の辞任又は解任に関する事項

社外監査役泉貴嗣氏は、2022年3月31日辞任いたしました。当該辞任に関し、泉貴嗣氏より、次のとおり辞任の理由が述べられています。なお、辞任の理由については、泉貴嗣氏より提出された内容を原文のまま記載しております。

1 辞任の理由

① 辞任の理由とその経緯について

私が第一カッター興業株式会社の常勤監査役を辞任した理由は、現在の代表取締役社長である高橋正光氏による、監査役会の協議を経て決定した私の監査役報酬に対する、会社法の趣旨に合致しない減額要請・介入が主な原因です。その内容・経過について、下記申し添えます。

【任意の機関である指名・報酬委員会において法定の機関である監査役の選任、報酬を審議事項とする】

1. 2021年4月14日の取締役会において、東京証券取引所プライム市場への移行を念頭に置いた任意の指名・報酬委員会の設置が議題となりました。当時非常勤社外監査役であった私は、同委員会の委員に監査役が含まれておらず、その上で任意の機関が法定の機関である監査役の選任、報酬等を審議事項とすることについて、「監査される側が監査する側の進退を審議する」ことはガバナンス上問題があるとして、懸念を表明しました。その際、取締役会事務局から、監査役会は同委員会の決定を退けることができる旨、回答がありました。ただし、私はその回答に対して、監査役会が退けることができる指名・報酬委員会の運用は問題がある旨を指摘しました。
2. 上記の指摘を受けてもなお、会社は2021年5月21日の取締役会において、監査役の選任、報酬等を審議事項とする任意の指名・報酬委員会の設置を決定しました。

【常勤監査役への就任】

3. 子会社である光明工事株式会社の不正会計に関与していた、当時の第一カッター興業株式会社常勤監査役、渡辺清二氏の辞任後の後任に関し、2021年11月初旬に後任人事に関する事務局から就任の打診がありました。私は上記不正の調査を行った行きがかり上、やむを得ず受諾し、2021年12月16日の臨時株主総会後の監査役会において第一カッター興業株式会社の常勤監査役に就任しました。

なお、事務局から就任の打診に当たって、待遇についての説明はありませんでした。また、事務局の打診を受諾し、常勤監査役に内定した時点で、社会通念上は代表取締役である高橋正光氏が改めて就任の要請を行ってしかるべきですが、高橋正光氏は臨時株主総会の僅か2日前の12月14日に電話で就任要請を行うのみでした。この電話は臨時株主総会の3日前の12月13日に私が第一カッター興業株式会社管理本部長、安達昌史氏に対し、高橋正光氏からの就任要請がないことに関する懸念を表明したために行われたものと考えられます。

【監査役報酬の決定及び決定に対する介入】

4. 2021年12月16日の臨時株主総会后、同日の最初の監査役会で法令に定める通り、監査役会協議を経て私の監査役報酬を決定しました。

5. 上記監査役会の直後に開催された取締役会において、私は監査役会の協議を経て決定した自らの監査役報酬を通知しました。その通知内容について、ある取締役から「監査役がどこで何をしているか、職務が報酬額に見合っているか、取締役会として把握する必要がある」旨の発言があり、私はこれを取締役による、監査役への掣肘と認識しました。

6. 2021年12月20日に高橋正光氏からオンライン会議において、私の監査役報酬について、既に決定済みにも関わらず、報酬額を任意の機関である指名・報酬委員会が過去に決定した金額に減額して欲しいと要請がありました。

7. 上記の会社法の趣旨に合致しない減額要請に対して、自らが常勤監査役に就任し、新たな監査体制を発足することでガバナンス上適切な監査環境を構築することを優先し、不要な混乱を退けるため、内心は強烈な不満を覚えたものの、やむを得ず応じました。

上記要請の受諾は上述の通り、不要な混乱の回避が目的でしたが、結果的に法定の機関である監査役の意思決定が、代表取締役の介入によって歪められ、その介入はガバナンス上不適切だったものと認識しています。

なお、その減額要請の受諾について、2022年1月21日の取締役会において高橋正光氏から報告がなされました。

【辞任について】

8. 上記の経緯と、私が1月中旬に大学教員の公募に内定したことを衡量し、高橋正光氏の監査役報酬の決定に対する介入を遺憾に思った結果、監査役に留まるか大学教員になるかの選択肢で後者を選び、第一カッター興業株式会社の常勤監査役を2022年3月31日で辞任しました。

② 辞意を固めるに際して影響を与えた他の事象

上記光明工事株式会社の不正会計に関する調査期間中、高橋正光氏が監査役会設置会社を廃止し、監査等委員会設置会社への機関設計の変更を企図していたことが判明しました。監査役会設置会社における監査役は、監査等委員である取締役と異なり、独任制であり、取締役及び他の監査役から独立して調査を行うことが可能です。本来厳しく自社グループの不正に当たらねばならない中で、高橋正光氏は監査役の独立性を損なう機関設計の変更を「ガバナンスを強化する」ものとして認識し、企図していました。なお、このような高橋正光氏の認識は、2021年10月11日付の私に宛てた電子メールで表明されたものです。

監査で入手した資料から、高橋正光氏は上記機関設計の変更後、私を監査等委員に選任しないことを企図していたことも判明しました。これらのことから、上記不正会計に関与した高橋正光氏がガバナンスの強化に資すると称して、却ってガバナンスを弱体化させ、不正を調査していた監査役を排除しようと考えていたことが窺われます。このことは、たとえ私が常勤監査役となった場合でも、高橋正光氏が私の排除を企図することを止めないものと考えられ、これまでの他の事情と共に私が常勤監査役に留まるか、大学教員になるかの意思決定において、大きく影響しております。

2 上記1に対する当社の見解

当社といたしましては、今回の泉貴嗣氏に関する監査役報酬の決定プロセスに手続き上の瑕疵は無かったものと認識しております。

また、監査等委員会設置会社への移行につきましては、昨年発覚した子会社の不祥事を受けたうえで、ガバナンスの向上を目的として検討したものであります。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び名称

イ. 連結子会社の数 6社

ロ. 連結子会社の名称

株式会社ウォールカッティング工業

株式会社光明工事

株式会社新伸興業

株式会社ムーバブルトレードネットワークス

株式会社アシレ

株式会社ユニペック

非連結子会社であった株式会社ユニペックは重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

②非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度まで非連結子会社であった株式会社バランスコントロールは、当連結会計年度において連結子会社役員の退任等により支配を喪失したため、非連結子会社から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の数及び名称

イ. 持分法を適用した関連会社の数 2社

ロ. 持分法を適用した関連会社の名称

ダイヤモンド機工株式会社

株式会社TRY

②持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

イ. 会社等の名称

関連会社

NTTファイナンス・アセットサービス株式会社

ロ. 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない関連会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ムーバブルトレードネットワークスの決算日は、5月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

(a) 未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(b) 材料貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(c) 商品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 5年～17年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

③重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 未認識数理計算上の差異の表示方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ニ. 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したとき又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループの主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

イ. 工事事業に係る収益

切断・穿孔工事をはじめとする工事事業については、総合建設業者、道路建設業者及び設備業者等の民間企業から、主に専門工事業者として、請負契約に基づき切断・穿孔等工事を施工することが履行義務となります。

工事事業に係る収益は、各現場で工事が進行するにつれて履行義務が充足されるものであるため、一定の期間にわたり、履行義務の完全な充足に向けた合理的な進捗度に基づき、収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短い工事については、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

ロ. 商品等の販売に係る収益

商品等の販売では、主にリユース・リサイクル事業として、法人等に対するOA機器等の販売が履行義務となります。

商品等の販売に係る履行義務は、一時点に充足されるものであり、商品等を出荷した時から、商品等に対する支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、商品等を出荷した時点で収益を認識することとしております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんは、7年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

工事契約に関して、従来は、工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度の期首より、一定の期間にわたり充足する履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短い場合には、重要性に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充実した時点で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度末において当該変更による損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基

準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しておりました「匿名組合投資利益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「匿名組合投資利益」は15,988千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

5. 追加情報

新型コロナウイルス感染症について

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が一定期間継続するものとして会計上の見積りを行っていますが、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しております。

ただし、今後の状況の変化によっては、翌連結会計年度以降の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形裏書譲渡高	156,870千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	4,407,513千円
(3) 受取手形・完成工事未収入金及び 売掛金のうち、顧客との契約から 生じた債権の金額	3,283,524千円
(4) 受取手形・完成工事未収入金及び 売掛金のうち、契約資産の金額	794,387千円
(5) 流動負債「その他」のうち、 契約負債の金額	27,062千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,000,000		—		—	12,000,000

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	616,895		26,161		—	643,056

(変動事由の概要)

株式数の増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 41株

持分法適用会社の保有する親会社株式の変動による増加 26,120株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2021年9月28日 定時株主総会	普通株式	206,623千円	18円	2021年6月30日	2021年9月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年9月28日開催の定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2022年9月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	321,413千円	28円	2022年6月30日	2022年9月29日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営活動に必要な資金を概ね自己資金により賄っております。

金融商品に関しましては、本業への経営資源の集中投下の観点から、純投資目的の金融商品は原則として保有しないこととしております。

なお、例外として純投資目的の金融商品を保有する場合には、全て経営上その必要性及び合理性等を取締役に諮り、取締役会にて決定するものとしております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、各事業所の管理部門において、売掛債権の年齢調査を行い、債権の回収状況を定期的に本社の管理部門に報告しております。

また、新規取引の開始に当たっては、請負工事代金が一定額を超える場合等は、与信調査を行い、一定期間取引の途絶した取引先についても、取引の再開に際しては与信調査を行うものとしております。

さらに、上記の定めによらず、信用悪化の情報を入手した場合には、適宜与信調査を行うものとしております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、月に2回、各事業所からの報告に基づく資金残高表を作成し、過年度比較等による適正資金残高の把握を行い、手許流動性の確保、維持に努め、流動性リスクの管理をしております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤信用リスクの集中

当連結会計年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形及び完成工事未収入金」、「売掛金」、「工事未払金」、「買掛金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、「長期未収入金」については回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券	162,051	162,051	—
② 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	(188,225)	(186,959)	△1,265
③ リース債務(1年内返済予定のリース債務を含む)(※)	(13,770)	(12,266)	△1,503

(※) 利息相当額を控除しない方法によっているリース債務83,432千円は含めておりません。

(注1) 市場価格のない株式等

関連会社株式 460,218 千円

これらについては、上記の「投資有価証券」には含めておりません。

(注2) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
長期借入金	10,620	46,826	65,976	36,799	15,772	12,232
リース債務	31,846	25,277	19,383	14,655	6,039	—
合計	42,466	72,103	85,359	51,454	21,811	12,232

(3) 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	162,051	—	—	162,051

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	186,959	—	186,959
リース債務	—	12,266	—	12,266
負債計	—	199,226	—	199,226

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	切断・穿孔 工事業	ビルメンテ ナンス事業	リユース・ リサイクル 事業	計	
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	15,132	—	2,132,795	2,147,928	2,147,928
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	18,280,167	469,920	51,127	18,801,216	18,801,216
顧客との契約から生じる収益	18,295,300	469,920	2,183,923	20,949,144	20,949,144
その他収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	18,295,300	469,920	2,183,923	20,949,144	20,949,144

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は下記のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,012,992
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,283,524
契約資産（期首残高）	632,921
契約資産（期末残高）	794,387
契約負債（期首残高）	55,404
契約負債（期末残高）	27,062

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は55,404千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,322円79銭
1株当たり当期純利益	138円83銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

材料貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物	2年～50年
機械及び装置、車両運搬具	5年～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したとき又は充足するにつれて収益を認識する。

当社の主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の

時点)は以下のとおりです。

工事事業に係る収益

切断・穿孔工事をはじめとする工事事業については、総合建設業者、道路建設業者及び設備業者等の民間企業から、主に専門工事業者として、請負契約に基づき切断・穿孔等工事を施工することが履行義務となります。

工事事業に係る収益は、各現場で工事が進行するにつれて履行義務が充足されるものであるため、一定の期間にわたり、履行義務の完全な充足に向けた合理的な進捗度に基づき、収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短い工事については、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

工事契約に関して、従来は、工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度の期首より、一定の期間にわたり充足する履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短い場合には、重要性に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充実した時点で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度末において当該変更による損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等

が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症について

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が一定期間継続するものとして会計上の見積りを行っていますが、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しております。

ただし、今後の状況の変化によっては、翌事業年度以降の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形裏書譲渡高	145,974千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	3,471,344千円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	12,745千円
短期金銭債務	45,594千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	226,674千円
仕入高	384,142千円
営業取引以外の取引による取引高	12,331千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	520,895		41		—	520,936

(変動事由の概要)

株式数の増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 41株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	10,703千円
未払事業税	12,310千円
退職給付引当金	93,168千円
賞与引当金	17,837千円
貸倒引当金	342千円
減損損失	25千円
投資有価証券評価損	30,580千円
その他	16,982千円
繰延税金資産合計	181,950千円

繰延税金負債

その他	—千円
繰延税金負債合計	—千円
繰延税金資産の純額	181,950千円

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,092円90銭
1株当たり当期純利益	99円49銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

別紙 3（吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

決 算 報 告 書

第23期

自 2021年 7月 1日
至 2022年 6月30日

株式会社光明工事

貸借対照表【決算報告書】

(株)光明工事

【単位：円】

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金額	項 目	金額
I 流動資産	1,053,622,747	I 流動負債	314,874,135
現金及び預金	710,639,567	工事未払金	163,722,542
受取手形	57,716,945	未払費用	38,345,809
完成工事未収金	263,519,181	未払法人税等	72,499,000
材料貯蔵品	1,039,744	未払消費税	17,499,100
その他流動資産		預り金	16,557,684
立替金	706,755	賞与引当金	6,250,000
前払費用	8,338,127	本支店勘定	0
未収金	12,117,593	II 固定負債	16,765,661
仮払金	1,382,907	長期借入金	15,825,000
仮払消費税	△10,888	役員退職慰労引当金	940,661
貸倒引当金	△1,827,184		
II 固定資産	126,424,406	負 債 合 計	331,639,796
(有形固定資産)	115,755,179		
建物(純額)	12,660,880	純 資 産 の 部	
構築物(純額)	0	項 目	金額
機械及び装置(純額)	42,374,851	I 株主資本	
車輛運搬具(純額)	1,124,687	(資本金)	15,000,000
什器備品(純額)	3,975,861	(資本剰余金)	0
造作(純額)	385,517	(利益剰余金)	833,407,357
リース資産(純額)	0	利益準備金	3,750,000
土地	55,233,383	その他利益剰余金	829,657,357
(無形固定資産)	409,580	繰越利益剰余金	829,657,357
ソフトウェア	329,580	前期未処分利益	631,926,651
電話加入権	80,000	当期利益	197,730,706
(投資その他の資産)	10,259,647	(その他未分類)	0
敷金・保証金	9,308,980	II 評価差額	0
長期前払費用	950,667		
III 繰延資産		純 資 産 合 計	848,407,357
繰延資産合計	0	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,180,047,153
資 産 合 計	1,180,047,153		

損益計算書【決算報告書】

(株)光明工事

【単位：円】

項 目	金額
I 完成工事高	1,822,278,117
II 完成工事原価	1,244,046,164
完成工事総利益	578,231,953
III 販売費及び一般管理費	302,824,245
営業利益	275,407,708
IV 営業外収益	
受取利息	16,038
受取配当金	1,000
雑収入	870,137
小計	887,175
V 営業外費用	
小計	0
経常利益	276,294,883
VI 特別利益	
固定資産売却益	233,370
保険解約返戻金	34,479,079
小計	34,712,449
VII 特別損失	
固定資産除却損	11
小計	11
税引前当期純利益	311,007,321
法人税、住民税及び事業税	113,276,615
小計	113,276,615
当期純利益	197,730,706

製造原価報告書【決算報告書】

(株)光明工事

【単位：円】

項 目	金 額
I 材料費	
材料費	17,401,976
当期材料費 計	17,401,976
II 労務費	
給料手当	166,552,424
賞与	72,237,299
賞与引当金戻入額	3,650,000
賞与引当金繰入額	4,000,000
法定福利費	37,383,953
福利厚生費	2,133,514
退職金	16,152,408
退職給付費用	7,444,000
出向料	36,336,392
当期労務費 計	338,589,990
III 外注加工費	
外注加工費	588,617,283
当期外注加工費	588,617,283
IV その他経費	
通信費	518,606
消耗品費	51,908,001
水道光熱費	670,064
旅費交通費	100,891,967
保険料	1,021,410
車輛費	25,404,810
地代家賃	5,015,809
賃借料	84,538,592
修繕費	3,326,969
減価償却費	20,038,007
租税公課	3,414,092
荷造運送費	794,448
賄費	15,456
雑費	1,878,684
当期経費 計	299,436,915
総完成工事費用	1,244,046,164
当期完成工事原価	1,244,046,164

株主資本等変動計算書

自：2021年7月 1日

至：2022年6月30日

【株主資本】

(単位：円)

資 本 金	前期末残高 当期末残高	15,000,000 <hr/> 15,000,000
利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	前期末残高 当期変動額 当期末残高	635,676,651 当期純利益額 197,730,706 <hr/> 833,407,357
利益剰余金合計	前期末残高 当期変動額 当期末残高	635,676,651 197,730,706 <hr/> 833,407,357
株主資本合計	前期末残高 当期変動額 当期末残高	650,676,651 197,730,706 <hr/> 848,407,357
純資産の部合計	前期末残高 当期変動額 当期末残高	650,676,651 197,730,706 <hr/> 848,407,357

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①材料貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物	2年～50年
機械及び装置、車両運搬具	5年～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したとき又は充足するにつれて収益を認識する。

当社の主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

工事業に係る収益

切断・穿孔工事をはじめとする工事業については、総合建設業者、道路建設業者及び設備業者等の民間企業から、主に専門工事業者として、請負契約に基づき切断・穿孔等工事を施工することが履行義務となります。

工事業に係る収益は、各現場で工事が進行するにつれて履行義務が充足されるものであるため、一定の期間にわたり、履行義務の完全な充足に向けた合理的な進捗度に基づき、収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短い工事については、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

①消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

事業報告

(令和3年7月1日から令和4年6月30日まで)

<会社の現況に関する事項>

(1) 事業の経過及び成果

当該事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得の改善が続き、個人消費も堅調に伸びたことから緩やかな回復基調で推移したものの、ウクライナ情勢等に起因する急速な円安の進行など、景気に関しては不透明な状況が続いております。建設業界におきましても、受注競争が厳しさを増す中、建設労働者不足に伴う労務賃金の高騰や資材価格の上昇等、特に中小の建設業にとって取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。当社は、このような状況の中、積極的な営業活動を展開し、高速道路補修等の大型案件の受注・施工に取り組んでまいりました。その結果、当事業年度における業績は、完成工事高 1822 百万円、営業利益 275 百万円、経常利益 276 百万円、当期純利益 197 百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中の主な設備投資は、44,363 千円であります。

以上

監査報告書

令和3年7月1日から令和4年6月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和4年8月4日

株式会社光明工事

監査役 木暮 恵介

